解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

鳥取県岩美郡岩美町新井二六九

特定非営利活動法人いわみ工芸村実行委員会

清算人　山下智頭子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月一日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

札幌市中央区南十一条西十丁目一二六三番地の四

財団法人曙福祉会

代表清算人　松井　耕二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年三月十三日開催の責任役員会の決議により、平成二十一年八月六日付山梨県の認証書到達をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

山梨県大月市猿橋町猿橋八九番地

宝寿院

清算人　溝江　光運

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

静岡県周智郡森町飯田二九四番地

社団法人下天方報徳社

清算人　鈴木　守

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年八月二十一日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

広島市安佐南区山本六丁目一番八号

広島市上山本土地区画整理組合

代表清算人　宮本　悦治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年一月二十七日開催の理事会の決議並びに尾道市長の認可により、平成二十一年八月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

広島県尾道市瀬戸田町高根六一三番地四

社会福祉法人長全寺福祉会

清算人　高島　昌仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市南街二丁目八八番地四、最後の住所東京都東大和市芋窪五丁目一二七〇番地の五ピア芋窪二〇四号

被相続人　亡　小西　壽造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区蒲田四丁目二二番地二、最後の住所東京都大田区蒲田四丁目三八番八号

被相続人　亡　鳥海　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市千ヶ瀬町五丁目五三九番地、最後の住所東京都あきる野市草花二〇九八番地二二

被相続人　亡　内藤　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目八四二番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目一三番三号

被相続人　亡　原田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都千代田区麹町四丁目三―二九パシフィックシティ麹町五階

相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東葛西八丁目三八番、最後の住所東京都江戸川区東葛西八丁目三八番一九―六〇二号

被相続人　亡　清野　壽秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル二階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区吉川一九番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場一丁目二〇番七号　スワコモンズ二〇二

被相続人　亡　吉川十一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区碑文谷五丁目二四番、最後の住所東京都目黒区碑文谷五丁目二四番三号

被相続人　亡　川口　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区関口一丁目四八番地、最後の住所東京都八王子市明神町四丁目一八番一二号藤寿苑

被相続人　亡　髙橋　謙治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平